

立ち直り支援

推進企業・応援企業

を募集します!

制度概要

- ++ 雇用を通じて犯罪や非行をした方の立ち直りを支える事業者(協力雇用主)を「**立ち直り支援推進企業**」と認定します。また、特に優れた事業者については表彰を行います。
- ++ 協力雇用主を下請として積極的に活用する事業者を「**立ち直り支援応援企業**」と認定します。

※協力雇用主になるためには名古屋保護観察所へ登録が必要です。
詳細については名古屋保護観察所へお問い合わせください。

認定を受けるメリット

- 認定証を交付します。
- 認定マークを名刺や印刷物に表示できます。
- 名古屋市公式ウェブサイトなどで広く公表します。(希望者のみ)
- 名古屋市の入札・契約制度における優遇措置があります。
- 名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合があります。

募集期間

- | | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1回 | 令和6年1月4日(木)から2月1日(木) | 必着 |
| 第2回 | 令和6年5月13日(月)から6月10日(月) | 必着 |
| 第3回 | 令和6年9月17日(火)から10月15日(火) | 必着 |
| 第4回 | 令和7年1月14日(火)から2月13日(木) | 必着 |

※第1回は **立ち直り支援推進企業のみ** の募集となります。
※第5回以降のスケジュールは、別途名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。





対象

※要件を全て満たしている必要があります。



推進企業

- 市内に事業所があり、**協力雇用主**として名古屋保護観察所に登録されていること。
- 保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者を一定期間（申請開始月の前月末までの直近2年間に同一の者を通算して3か月間以上）雇用した実績があること。

応援企業

- 市内に事業所があり、申請開始月の前月末までの直近2年間に立ち直り支援推進企業（公表済みの企業に限る）を国及び地方公共団体が発注する工事請負及び業務委託において、一次下請企業として活用した実績があること。
- 立ち直り支援推進企業を積極的に一次下請企業として活用することを宣言すること。
- 立ち直り支援推進企業の認定を受けていないこと。

申請の流れ

1

認定申請書など、必要書類を提出

対象ごとに提出先、提出書類が異なります。書類は名古屋市公式ウェブサイトより取得できます。応援企業の電子申請の場合も、同ページからの受付です。

詳細は /

🔍 名古屋市 立ち直り支援推進企業

2

審査

地域安全推進課で提出書類の審査を行います。

※認定までに約2か月かかります。

3

認定・表彰

認定証を交付します。

※推進企業のうち、保護観察対象者、更生緊急保護対象者または刑執行終了者等に対する援助対象者（いずれの場合も同一者に限る）を申請開始月の前月末までの直近2年間に通算して3か月間以上雇用した実績が2件以上ある場合、表彰を行います。

更新について

認定期間は2年で、2年目に更新申請が必要です。申請の流れは新規の場合と同様になります。

協力雇用主として刑務所出所者等を雇用した場合、奨励金を受けられることがあります。

制度の詳細については、名古屋保護観察所（TEL：052-951-2941）へお問い合わせください。

問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：052-972-3124 FAX：052-972-4823

E-mail：a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp